

教 健 体 第 7 0 号
令和4年(2022年)4月15日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く。)
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局長 堀 本 厚
北海道教育庁教職員局長 伊 賀 治 康

学校における新型コロナウイルス感染症対策について(通知)

各学校及び各市町村教育委員会におかれては、新型コロナウイルスの感染症対策に御尽力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、道内の新規感染者数は、高止まりの傾向にあり、引き続き、学校における感染拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校の教育活動を継続し、子ども一人一人の学びを保障していく必要があります。

この度、道が決定した「年度末、年度始めにおける感染再拡大防止対策」が終了することから、別紙「学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた教育活動等について」を改訂しましたので通知します。

ついては、各道立学校及び市町村教育委員会においては、地域の感染状況等を的確に把握しながら、感染症対策の実効性の確保を図るとともに、各教育局においては、全道の感染状況や他校での感染予防の好事例等の提供により、各学校及び市町村教育委員会の取組を積極的に支援願います。

また、全ての学校において、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」を改めて確認の上、感染症対策に徹底して取り組むとともに、次の点に特に留意し、適切な対応をお願いします。

記

- 1 昨年度、部活動において感染が拡大した事例が多数報告されたことから、各競技団体等のガイドラインはもとより、衛生管理マニュアルに基づき、特に移動や更衣等の競技以外の場面も含めて感染症対策を徹底すること。また、当番校等による大会運営に当たっては、別添の「大会における感染症対策確認票」を活用すること。
- 2 臨時休業の取扱いについては、「学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた臨時休業等の取扱いについて」(令和4年(2022年)3月25日付け教健体第2312号通知)に基づき、適切に対応すること。
- 3 いじめや差別、偏見等の防止については、感染症に関する適切な知識を基に発達段階に応じた指導を行うなど、感染者等に対するいじめや差別、偏見等につながる行為が生じないように十分に指導すること。
- 4 「新学期における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」(令和4年(2022年)4月6日付け教健体第23号通知)の別添「保護者の皆様へ(2022.4.6Ver.12)」をPTAの役員会や総会等で配布するなどして、家庭と連携した感染症対策の徹底を図ること。

健康・体育課
高校教育課
義務教育課
特別支援教育課
生徒指導・学校安全課
福利課